

乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会での検討状況

1 乳幼児期の教育・保育の推進

【検討事項】

- ・ 今後の公立幼稚園、保育所のニーズを踏まえた乳幼児教育・保育の質の確保や向上に関する事項
- ・ 認定こども園化も含めた適正規模、適正配置に関する事項

関係機関との連携がしやすいという利点を生かした、支援を必要とする子、医療的ケア児等への配慮や支援、子育て支援の検討が必要。

幼稚園に入園されるニーズが何か、どういうニーズがあるか知ることで必要な手立てがわかる。

子育てに専念したい方、幼稚園を利用したい方もおられる。

支援の必要な子、いろいろな事情を抱えた家庭など公立保育所だから支えられるところがある。

充足率をみると就学前施設については整理は必要だが、公立幼稚園の保護者と子どもが満足いく、宇治市の幼児教育にとって利益があり、宇治市全体からは一定理解を得られるようにしていくべき。

量は年々減ってきているという事実があることを真正面から見据えて、量から質への転換を図ることが必要。

公立幼稚園に対する保護者のニーズとして3年保育、遠方から通う子どもに対する交通手段（通園バス）の確保、長期休暇時の預かり保育の希望がある。

公立がイニシアチブをとって、研修、研究実践のステージを作る。公立園だけで終わらせず、施設類型関係なく他の園に広げて、共同で研究の場を持ち、進めていける仕組みが必要。

認定こども園化は、市全体の需給調整の中で検討していくべき。慎重に調整を図る必要がある。地域の子育て拠点としても応えるべき。

認定こども園は保育園というイメージ。ただの人数確保のためとしてほしくない。公立幼稚園の質の維持向上のためいい部分は残してほしい。幼稚園型であれば、遊びの環境を整えたり、先生が研究・研修のための準備ができるが、幼保連携型の場合は保育時間が長くなるので、そのような準備のための時間を確保できるかが問題である。

私立幼稚園は公立幼稚園と同様にスタンダードな幼児教育を行っている。これに加えて、建学の精神に基づく様々な特色ある取組も行っている。

国際的にもノンコンタクトタイムという子どもと関わらずに、研究時間を確保することが保育の質の向上につながるとのエビデンスもある。

2 保幼小連携の取り組みの推進

【検討事項】

- ・園児と小学校児童との交流、職員の研修や情報交換などの連携を充実し、育ちと学びの連続性を踏まえた、架け橋期のカリキュラムの接続に向けた取組に関する事項

学びと育ちを具体化させていくことがこれからとても重要であり、幼保で育まれた力を小学校で伸ばせるようにしていく必要がある。

保育所と小学校の連携は、発達で少し心配な子が小学校に上がるとまた1から先生へお話をする必要があるなど、連携が取れているという実感が正直なく、相談がしづらい状況もある。

民間でも接続カリキュラムを持っており、小学校との連携に向けて努力しているところもたくさんある。民間と公立が持っているものを突合させて宇治市全体で子どもの利益につながるようなことをやっていきたい。

コロナ禍のため子ども同士の交流はないが、先生同士の交流はある。新採研や10年研で小学校の先生が来られるので、幼児期に育てほしい姿等を1対1で伝えるなど、関係性を積み重ねている。

幼児教育の全てが接続カリキュラム・架け橋プログラムのようなものである。プログラムに名前を付けるなど、形にとらわれてしまうとうまくいかない。発達に応じた適応していけるような、力を身に着けていけるような過ごさせ方を幼稚園が工夫する必要がある。

公立保育所も学校の先生に保育の様子を見に来てもらったり、色々な話をして学校との連携を図っている。互いに子どもの様子を伝えたり、受け止めをしてきたつもりであるが、もう1つ踏み込むような話ができればよいと感じる。

幼小の連携は、公立幼稚園の方から情報発信をしていただいたので知った。保護者の中にはそのような取組を知らない方もいるので、園からかまたは子育て情報誌を通じて情報発信をする必要がある。

保幼小の連携については、学校、地域、それぞれの施設類型に関係なく、等しくみんなが動くこと（メッシュワーク）が必要。共同的に動いていくべき。

3 特別支援教育・障害児保育等の充実

【検討事項】

- ・ 障害のある児童や発達に支援を必要とする児童の割合が増加していることを踏まえた支援の質の確保や向上に関する事項
- ・ 医療的ケア児に対する各施設での支援の仕組みに関する事項

特別な支援が必要な児童数が公立には多く、受け皿になっている。難しさをもっている子は、入ってからの支援やサポートがかなり重要になるが、それがないと次の就学、1年生からの生活が難しくなる。就労している保護者がかなり増えてきている現状があるので、その子の保護者の支援、サポートも切っても切り離せないと思う。入園の希望者をいつでも受入れできるような環境整備（人の配置を含む。）が必要である。環境整備とともに、誰一人取り残さない他の子との出会いをしっかりと結ぶという理念も必要である。医療的ケア児支援法の対象とならない、見守りや体調管理が必要な子どもについても、集団教育を保障するために地域の園での受入れができるような環境が必要である。公立幼稚園でも支援学校と同じように一般の先生が医療的ケア児に関する研修を受けるなど、受入れのための準備が必要である。医療的ケア児を取り巻く現実として、医学が進歩している一方で、教育現場がそれに付いていけない状況がある。

4 地域や家庭、関係機関との連携

【検討事項】

- ・ 公立幼稚園・保育所と関係機関が連携し、身近な相談の場となるなど相談支援の取組に関する事項

幼稚園は学校教育法に基づく学校である。教育委員会には幼稚園イコール学校であることを理解した上で、幼稚園との連携を図ってほしい。公立幼稚園には私学にはない教育委員会との関係性がある。この関係性を活かして教育委員会をはじめとする諸機関と連携をしてほしい。